

令和3年度 宮崎市適正服薬促進事業業務委託仕様書

- 1 委託業務名** 令和3年度 宮崎市適正服薬促進事業業務委託
- 2 業務の目的** 宮崎市国民健康保険において、重複、多剤、併用禁忌等の被保険者について、レセプトデータから該当者を抽出し、個別通知等での介入による適正な受診や服薬促進、また、介入後の効果分析・評価を行うことで、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を図る。
- 3 履行場所** (1) あらかじめ受託者が申し出をし、委託者が承諾した場所
(2) 履行場所は受託者の直接の管理下にある屋内で、日本国内に限る。
- 4 履行期間** 契約締結の日から令和4年3月31日まで

5 業務内容

(1) データ分析業務

(ア) 宮崎市国民健康保険被保険者の服薬状況、受診状況の分析及び介入対象者の抽出

宮崎市国民健康保険のレセプト分析を行い、重複、多剤、併用禁忌等の服薬状況及び重複・頻回等の受診状況を把握し、介入対象者を優先度別等に抽出すること。

なお、服薬状況や受診状況等の抽出条件については、受託者が提案した抽出条件をもとに、委託者と協議して決定すること。

(イ) 通知対象者の医療費の増減の検証と効果測定

通知対象者の通知前と通知後の服薬状況及び医療費の変化を分析し、事業実施による効果を検証する。また、その際には、委託者に効果を明確に示すこと。

(提供データ)

データの概要	帳票名
・対象者抽出のための分析用データ 令和3年2月～令和3年4月の医科及び調剤にかかるレセ電コード情報 (なお、契約締結後まだ委託者が入手していないデータについては委託者が入手次第受託者に提出するものとする)	医科：21_RECODEINFO_MED.CSV 調剤：24_RECODEINFO_PHA.CSV
・結果報告のための分析用データ 令和3年10月～令和3年12月の医科及び調剤にかかるレセ電コード情報	

※取り扱うデータは個人情報であるため、セキュリティが確保された方法で受け渡しを行うこととし、受け渡しにかかる費用は受託者が負担すること。

(2) 個別通知書の送付等

(1) (ア)の介入対象者のうち、1,500人を対象に、個別通知書の送付等を実施すること。これは、個別通知書送付等による介入効果の分析・評価のほか、効果的な対象者の抽出条件や今後の課題の特定を目的として実施するものである。

(ア) 送付対象者の抽出

介入対象者のうち、送付対象者1,500人を抽出すること。

送付対象者は、重複、多剤、併用禁忌等の服薬状況、重複・頻回等の受診状況、性別及び年齢階級別に区分して、全体的に介入効果や傾向が確認できるように、抽出条件を設定すること。

詳細は、委託者と協議して決定すること。

(イ) 通知書等の作成・送付

送付対象者 1,500 人に送付する通知書等の勸奨資材を作成、宛名作成のほか必要な処理を行い、郵送すること。通知書等の規格は任意とするが、誤送付防止を十分考慮して作成すること。

なお、郵送費は委託料に含むものとする。

データの概要	様式
・宛名作成用データ 保険者番号、被保険者記号番号、宛名番号、被保険者氏名（カナ）、 被保険者氏名（漢字）、郵便番号、住所、方書、生年月日及び性別 ・外字ファイル（宮崎市が作成する仕様に基づく）	①文字コード UTF-8 ②フォント FUJ 明朝体 バージョン 3.000 以上(バージョン 3.000 と互換性のあ るもの)

(ウ) サンプル納品

受託者は、業務が完了したときは速やかにサンプルを委託者に納品すること。また、受託者は、中間段階におけるサンプルを求められたときは、速やかに委託者に提出しなければならない。

受託者は、納品したサンプルの誤り又は訂正事項があった場合、業務完了後であっても委託者と協議の上、受託者の負担において速やかに訂正し、委託者へ再提出しなければならない。

サンプルの著作権は、受託者に帰属するものとする。ただし、サンプルについては、秘密情報等が含まれないものとする。

(エ) 電話相談窓口の開設及び電話相談対応

一斉に最大 1,500 人へ通知発送を行うため、受託者は電話相談窓口の開設及び電話相談対応を実施すること。

通知文書への電話相談窓口の記載を行うこと。電話相談対応マニュアルを、参考として委託者へ提示すること。電話相談件数や相談日時、相談内容、その回答内容をまとめて適宜委託者へデータにて、セキュリティに考慮した方法で、委託者に報告すること。

設置期間は、送付後 2 月程度とするが、詳細は、委託者と協議して決定すること。

(オ) 通知結果の分析・報告業務

受託者は契約期間内に行った通知業務によって対象者の医療費及び薬剤がどのように増減したかについての効果を検証し、報告書を作成すること。

また、効果検証の結果、次年度以降の通知事業の有効な施策についても併せて提案すること。

(カ) 医師会及び薬剤師会への説明資料の作成

受託者は、委託者が医師会及び薬剤師会への事業説明を行う際の資料の作成を行うこと。

(キ) 上記の(ア) から(カ) までの詳細については、受注者において企画書により提案し、市と協議の上、決定すること。

6 業務体制

- (1) 受託者は、受託業務の遂行を統括する業務責任者を定める。
- (2) 業務責任者は、常に業務全体を把握するとともに、業務従事者を指揮・監督し、業務の円滑な進捗に努める。
- (3) 業務責任者及び業務従事者は、本業務の履行が確実に行われるよう、本契約の全期間に渡って、必要

となるスキル、経験を有した要員の確保を保証すること。

- (4) 受託者は、業務責任者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに委託者に届出を行い、変更について事前に委託者に承認を受けなければならない。
- (5) 業務責任者を変更する場合は、業務の支障の無いよう、事前及び業務中の教育を万全に行うこと。

7 個人情報の保護

- (1) 受注者は、以下の(ア)、(イ)のいずれかを取得していること。
 - (ア) ISO27001 (ISMS認証)
 - (イ) プライバシーマーク
- (2) 本業務の履行にあたり知り得た情報を、第三者に開示又は本業務の履行以外の目的で利用しない(資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む)ものとする。
- (3) 個人情報が漏洩、滅失、毀損されることのないよう必要な措置を講じ、委託者の承認を得ること。
- (4) 受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律及び関連する各種の規程を遵守すること。
- (5) 本契約で、知り得た情報を他に漏洩してはならず、この契約が終了し、又は解除された後においても同様の義務を負うものとする。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり、委託者より収集、管理したデータについては、本業務終了後速やかにすべて抹消し、かつ復元できないよう処置を講じ、宮崎市へ報告を行うこと。

8 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後(完了検査終了後)に行うこととする。
- (2) 委託料の請求に当たっては、完了した業務の内訳が確認できる明細書を添付すること。

9 その他

- (1) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器の準備、運搬等にかかる費用については全て受託者の負担とするものとする。
- (2) 委託者が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処すること。
- (3) 業務の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (4) その他、仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者が協議の上、決定するものとする。
- (5) 契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。なお、現状のスケジュール概要(予定)については以下のとおりとする。

時期	内容
令和3年7月下旬	契約書の締結
令和3年8月初旬	重複服薬通知対象者の抽出条件の決定
令和3年9月中旬	重複服薬通知対象者の決定
令和3年9月中旬～下旬	送付物作成
令和3年9月下旬	送付物の印刷・発送
令和4年2月中旬から3月中旬	通知結果の分析・報告書作成
令和4年3月末	事業報告書提出